

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(総務省)

<b>事業名</b>	被災3県の地デジ完全移行延期対策		<b>担当部局庁</b>	情報流通政局	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度		<b>担当課室</b>	地上放送課	課長 吉田 博史			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	V-3 放送分野における利用環境の整備				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	総務省設置法第4条第66号、東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律第2条		<b>関係する計画、通知等</b>	基幹放送普及計画((昭和63年郵政省告示第660号)、放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号))				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の3県において地上デジタル放送の受信環境を早急に整備し、放送サービスの高度化や電波の有効利用につながる地上テレビ放送のデジタル化を全国で完了する。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の影響により地上デジタル放送への完全移行が延期された東北3県において、地上デジタル放送の受信環境を早急に整備し、デジタル化を完了できるよう、受信相談体制の強化、共聴施設の復旧に向けた技術支援等を実施する者に対し支援する。 補助率:10/10							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>23年度予算額</b> (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	35,256の内数	-	-	662	35,256の内数+662			
<b>成果目標</b> (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込		
			23年度	(年度)			単位	
	東北3県の地上テレビ放送の完全デジタル化の実現(これに代わる指標がないため。)	-	東北3県の地上テレビ放送のデジタル化完了	-	活動指標 (アウトプット) ※上段( )書きは予算措置の果報に係る見込み	東北3県のデジタル化対応のサポート強化	世帯	約210万世帯
<b>単位当たりコスト</b>	300(円/世帯)			<b>算出根拠</b>	・23年度3次補正額 662百万円 ・東北3県の世帯数は国勢調査(H22)による。			
<b>事業所管部局による点検</b>								
項 目				内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				本事業は、東日本大震災からの復興の基本方針の5(3)⑨(iii)(～情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組みを行う。)に該当する。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東北3県を除く44都道府県では既に本年7月24日に地上テレビ放送のデジタル化を完了しており、東北3県が取り残されることがないように、本事業を実施する必要がある。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見直しなど)。				東北3県を除く44都道府県における地上デジタル放送への完全移行を混乱なく実現した手法であり、かつその経験を生かして実施できることから、効果的な事業である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				国、自治体等の公共部門が直接実施するより、民間法人を含めた実施主体が専門性を活かし、創意工夫により実施し、その主体に対して国が補助する方が効率的な執行が可能である。また、過去の事業において、効率性の観点からも随時見直しを行ってきており、本事業でもその見直しを踏まえて実施する。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				民間法人を含めた実施主体が専門性を活かし、創意工夫により実施し、その主体に対して国が補助することとしており、役割分担は明確である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				本事業は、23年度当初予算による事業と一体で実施することとしており、当該事業と整合的で、東北3県の移行期限である23年度末までに計画的に実施することとなっている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				本事業は、23年度当初予算による事業と一体で実施することとしており、これまでの実施体制を活用することができることから、迅速な着手・執行が可能である。また、実施主体からは、主な支出のたびにその支出先・使途の報告を受けるとともに、実績についても定期的に報告を受けることにより、進捗管理を適切に実施することとしている。				